

介護職員等特定処遇改善加算取組内容について

・取得状況について

2019年10月より「介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ」を取得。令和2年度以降も「介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ」を算定する予定です。

見える化要件に基づき、介護職員等特定処遇改善加算の賃金以外の処遇改善取組内容を以下に記載します。

【職場環境要件】

1.資質の向上

介護福祉士のより専門性の高い介護技術を取得するための喀痰吸引等の研修を毎年、計画的に受講できるようにしています。また、中堅職員に対してはキャリアパス対応生涯研修をチームリーダーコース、中堅コースなどレベルに応じて受講するよう取り組んでいます。また各種の外部研修にも積極的に参加しています。

ケアマネ更新研修、社会福祉士受験資格取得講座、初任者研修、実務者研修等を受講しやすいよう希望に応じてシフト調整、有給休暇取得等を行っています。介護福祉士及び介護支援専門員の資格取得者への資格手当を設定しています。

2.労働環境・処遇の改善

①新たに採用された職員に有給休暇としてウェルカム休暇3日間を与える等、有給休暇の取得を推進しています。

②毎年、職員健康診断及びストレスチェックを実施し、職員の健康管理を行っています。他に敷地内の全面禁煙、職員休憩室を整備しています。

③子育てとの両立を目指す職員に対して、育児休暇制度等の充実を図っています。

④事故防止委員会等、各種委員会の運営やマニュアルの作成を実施しています。

⑤毎朝、ミーティングを開き情報共有を徹底しています。

⑥特殊浴槽1台購入（平成30年8月）

3.その他

①障害を有する者でも働きやすい職場環境の構築（業務内容・シフト調整）をしています。

②新成会で夏祭りを開催し、盆踊り等、近隣婦人会の参加及び地域住民との交流を図っています。

③非正規職員から正規職員への転換を推進しています。